

平成31年度国立大学関係予算及び税制改正等について
【会長コメント】

平成31年1月23日
一般社団法人 国立大学協会
会長 山 極 壽 一

昨年末に平成31年度予算の政府原案及び税制改正大綱が閣議決定され、1月18日に文部科学省から各国立大学法人に対し、国立大学法人運営費交付金を含む国立大学関係予算等の内容について説明が行われました。

国立大学法人運営費交付金について、極めて厳しい国家財政の中で、1兆971億円と前年同額が確保されるとともに、国土強靱化に係る設備整備に70億円が特別措置されました。また施設整備費補助金についても、国土強靱化の観点から大幅増額され1,155億円が確保されました。さらに科学研究費助成事業（科研費）について、基金化の拡大を含め、平成30年度補正予算において50億円が措置されるとともに、平成31年度予算においては86億円増の2,372億円が確保されました。

一方、平成31年度税制改正においては、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が延長されるとともに年齢制限が緩和され、また、学資の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置が延長されることとなりました。

これらにつきましては、国立大学の役割と取組についての各方面の皆様のご理解とご支援の賜物であると厚く感謝申し上げます。

しかしながら、運営費交付金について、前年度同額の機能強化経費における再配分300億円に加えて、新たに基幹経費のうち700億円が評価対象経費とされ、毎年度、共通の指標による評価に基づき傾斜配分されることになり、2020年度以降も順次これを拡大する方向が示唆されています。

国立大学が多額の税金によって支えられており、厳格な評価とそれに基づく資源配分が重要であることは十分認識していますが、このような第3期中期目標期間の途中における大幅な配分方法の見直しや、評価基準及び評価手法が不明なままに評価対象経費を過度に大きくすることは、国立大学法人の財政基盤を不安定にするものであり、極めて残念です。

2020年度以降の評価及び予算への反映等については、国立大学協会と十分に協議して見直しを行うとともに、第4期中期目標期間（2022年度以降）に向けては、国立大学協会における今後の検討を踏まえ、国立大学法人制度の本旨に則った6年間の中期目標期間を基本とする評価と資源配分の安定的な仕組みが確立されることを強く要望します。

時代の急速な変遷に迅速に対応して、国立大学は、SDGsの実現、Society5.0と第4次産業革命、人生100年時代、グローバル化、地方創生などの我が国が直面する諸課題に取り組んでいます。今後も、学長のリーダーシップのもとに適切なガバナンス体制を構築し、教育・研究・社会貢献の諸機能の強化と改革に取り組み、積極的に貢献していく所存です。

国立大学が、「知」を基盤とした我が国の持続的な成長発展のために、これらの改革を推進し、社会を先導する重要な役割を果たしていくことができるよう、その基盤としての運営費交付金等の拡充及び国立大学法人制度の本旨に則った6年間の中期目標期間を基本とする評価と資源配分の安定的な仕組みの確立へ向けて、引き続き各方面の皆様のご理解とご支援を賜りますことをお願い申し上げます。